

東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止一覧（令和8年4月23日現在）

業者名	所在地	停止理由	措置要件	停止の期間	月数
東洋シャッター株式会社北滋賀営業所	東近江市札の辻1丁目1-9	<p>令和8年2月24付けで国土交通省近畿地方整備局長から営業停止処分を受けた。 建設業許可のない事業者と建設業法施行令第1条の2に規定する制限額を超える下請契約を締結しており、この行為が建設業法第28条第1項第6号に該当すると認定された。 そのため、工事等の契約の相手方として不相当であると認め指名停止を行う。</p>	<p>東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準別表第2 （建設業法違反行為） 第10項第2号</p>	<p>令和8年4月23日から 令和8年10月22日まで</p>	6月